

(新) エネルギー対策特別会計技術評価費

600百万円(0百万円)

地球環境局地球温暖化対策課

## 1. 事業の概要

平成23年11月に実施された提言型政策仕分け(原子力・エネルギー等:省エネルギー、再生可能エネルギー利用等の促進方策)において、「省エネ、再生可能エネルギーの利用、低炭素化促進のための施策については、概算要求前に、関係省庁の事業について、事前の効果測定、重複排除、優先順位付け等の調整を行う仕組みを構築すべき。」「関係省庁の事業の効果測定等に当たっては、環境省がリーダーシップをとって積極的に情報提供等に努めることを求めたい。」との提言がなされたところ。

これを受けて、まずは環境省自らがエネルギー特別会計で実施する事業に資する、効果測定、重複排除、優先順位付け等を実施することが必要である。

このため、本事業では、事業の技術的評価のために必要な事業効果算定ガイドライン(仮称)の策定、事業効果算定結果の検証、重複の有無の確認、優先順位付け等を実施する。併せて、事業の技術的な評価及び重複排除のための国内外の最新技術動向・事業実施状況及び関連事業の追跡評価等を行う。

## 2. 事業計画(平成24年度～平成26年度)

事業の技術的評価のために必要な事業効果算定ガイドライン(仮称)を策定し、事業効果を算定(事前評価)することにより、予算要求に当たっての重複排除・優先順位付けのために必要な知見を整理する。そのために、学識経験者や専門家からの協力のもと、国内外の最新のエネルギー起源二酸化炭素排出削減技術等の動向調査を行う。

また、地方公共団体の地球温暖化対策関連事業の実施状況を調査し、上記の事業効果算定手法をベースとした温室効果ガス排出削減効果等の効果検証を行う。

## 3. 施策の効果

事業の策定にあたり、重複の排除、優先順位付け等を実施することで、省エネルギー、再生可能エネルギーの利用、低炭素化の促進が期待される。

地方公共団体が実施する地球温暖化対策関連事業等の効果検証を行い、事業の効果を定量的に測定することで、全国かつ体系的な評価体制が構築される。

# エネルギー対策特別会計技術評価費

平成25年度概算要求額 6.0億円(0.0億円)

- ◆提言型政策仕分けにおいて、効果測定等については「環境省がリーダーシップ」をとるよう求められている。
- ◆このことから、エネルギー対策特別会計で環境省が実施する事業に関し、予算要求段階から事業の実施中、終了段階における効果測定、重複排除、追跡調査、優先順位付け等を実施するための基盤整備を行う。

## 具体的な効果測定等の内容

### ①事業効果算定手法の検討



・事業効果算定ガイドラインの策定

評価・  
検証



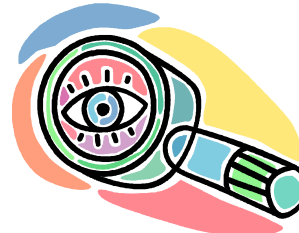
・事業効果を算定  
(事前評価)



・重複排除・優先順位付けの知見を整理

### ②技術動向調査

最新の動向は？



事業実施状況は？

エネルギー起源二酸化炭素  
排出削減技術の調査・追跡

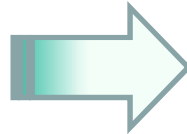
評価及び重複排除  
のために

学識経験者・専門家からの  
情報や意見の聴取

さらなる情報



地域に  
展開



### ③地域における地球温暖化対策事業の実施状況調査・効果検証

- ・地方公共団体の地球温暖化対策関連事業の実施状況を調査
- ・事業効果算定手法をベースとした温室効果ガス排出削減効果等の効果検証